

会 議 録

会議名称	令和2年度 目黒区特別職報酬等審議会（第2回）
日 時	令和2年11月17日（火）午前10時～午前10時40分
会 場	目黒区総合庁舎4階 特別会議室
出席者	（委員）市毛委員、追川委員、小川委員、奥山委員、荘島委員、土方委員、 松崎委員、吉岡委員 （区側）総務部長、総務課長、人事課長、事務局
傍聴者	無し
配付資料	目黒区特別職報酬等審議会（第2回）次第 第1回会議録 答申書（案）
会議次第	○審議会 1 開会 2 資料の内容説明等 3 審議（質疑応答） 4 答申案確認 5 会長あいさつ 6 会長職務代理あいさつ 7 閉会
内容及び 主な発言	1 会長が開会を宣言した。 2 事務局から、配付資料及び前回の補足内容について内容説明を行った。 （「・」委員の発言、「→」区側の発言） → 前回配付した名簿のうち、『目黒女性団体連絡会』の表記が『目黒区女性 団体連絡会』となっていたため、訂正する。 → 前回配付した資料2の5ページに記載の計算式について。目黒区で追記し たものではなく、23区共通のものである。支給月数の資料なので他区と支 給額を比較することはできないが、前回の資料2の1ページの年収ベースの 表により、他区と年間の総支給額を比較できる。 ・ 会長 地域手当についても、補足をお願いする。 → 国家公務員の給与構造改革により、平成18年度から民間賃金が高い地域 に勤務する職員を対象に導入された。本給とは別に、勤務地の物価等に応じ て、地域手当として支給するものである。うち、一級地は地域手当が20%

とされており、以下、二級地、三級地と続き、0～20%の範囲で支給する。特別区については、23区すべてが一級地に該当し、地域手当20%となっている。

特別区では、平成17年度の特別区人事委員会勧告により、当初は12%で導入された。その後、順次引き上げられ、平成26年に現在の20%となった。ただし、地域手当の引き上げにより、相対的に本給は引き下げられているため、総額としては変動していない。

特別職等においては、地域手当の部分については、区ごとに異なっているがその他計算式については、先ほど補足説明のあったものと相違ない。

- ・ 会長

支給要件は、職員の居住地でなく、勤務地であるという認識でよいか。

→ その通りである。例えば、目黒区職員でも、千葉県興津自然学園に勤務する職員は、地域手当が異なっている。

3 質疑及び主な発言（「・」委員の発言、「→」区側の発言）

- ・ 会長

前回、答申案の内容について、取りまとめた。改めて審議の結論を確認する。

第1に、議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の期末手当については、本年の特別区人事委員会勧告を踏まえ、年間0.05月分引き下げ、議員にあつては3.50月に、区長等特別職にあつては3.55月に引き下げる。

第2に、施行時期については、従来からの慣例も踏まえ、条例改正直後の月初めの日から施行、実施することが適当である。

以上のようにまとめた。

これを踏まえた答申案についてご確認いただいた上、ご意見を伺いたい。

→（答申案の内容を説明。）

- ・ 会長

答申案5ページ 4 おわりに に、山積する喫緊の課題として、コロナ対策に関する文言を入れてはいかかがか。

→承知した。

- ・ 会長

給与の改定が条例改正の翌月から適用されるということは、答申後の12月に条例改正された区長等の期末手当は来年の12月に反映されるという認識でよろしいか。

→その通りである。

ただし、一般職員の給与については、12月に適用させる必要があるため、11月の議決により条例の改正がなされることとなる。区長等の給与についても、一般職員と同時期の条例改正により12月から適用させることは可能であるが、令和元年の答申に基づく条例改正は令和2年1月から適用されたため、

令和2年12月の特別給の支給をもって、令和元年の答申が反映されることとなる。このため、これまでの慣例に倣い、翌年1月からの適用としている。

- ・ 委員

本答申書はどの範囲まで公開されることになるか。

→ 議会での報告のほか、区のホームページでも一般公開する予定である。

- ・ 会長

他に質問や意見はあるか。

(委員から「なし」の声)

4 答申案確認

- ・ 会長

ただ今、答申案を確認していただいた。この内容で答申案を確定させ、審議を終了したいがよろしいか。

(委員から「異議なし」の声)

- ・ 会長

今後の予定を事務局から説明していただく。

→ 本来であれば、本日、答申文を事務局で製本し、この場で会長から区長にお渡しいただくところだが、一般職員の給与改定の交渉がまだまとまっていない。

当審議会のまとめにおいて、一般職員の給与改定が、人事委員会勧告に沿って行われることを前提にご判断をいただいたと答申案に記載しているため、交渉結果が出た後に、その内容を確認していただき、区長への答申をお願いしたいと考える。

一般職員の改定は近々確定する見込みなので、答申内容の最終確認は、会長と会長職務代理の二人に一任していただき、区長へ答申書を渡す手続を考えている。

- ・ 会長

説明のと通りの段取りでよいか。

(委員から「異議なし」の声)

- ・ 会長

そのように進める。

なお、その際には、審議会での議論の様子なども区長にお伝えする。

本日配布された答申案の資料は、区長に答申書を渡すまでは未確定の情報であるため、資料の取扱いには特段のご配慮をいただきたい。

以上で予定していた議事を終了する。事務局から連絡事項はあるか。

→ 今後、特別区人事委員会から月例給についての勧告が出された場合には、改めて審議会を開催することとなる場合もあるが、その際は、ご協力をお願いしたい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長 他に質問はあるか。 ・ 委員 議会日程等により、条例改正の時期は概ね把握できるが、答申の内容はいつ確定となるのか。 → 一般職員の給与改定の交渉がとりまとめ、会長と会長職務代理の二人が答申内容の最終確認及び区長への手渡しを終了した段階で確定となる。確定時点で各委員には改めてご通知する。 ・ 委員 答申の内容がホームページに掲載されるのは、いつ頃か。 → 昨年度は12月6日にホームページで公開している。今年度も12月上旬には公開する予定である。 <p>5 会長があいさつした。</p> <p>6 会長職務代理があいさつした。</p> <p>7 会長から閉会の宣言があった。</p>
--	--